

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う介護保険住宅改修費申請の留意点について

令和元年10月から、消費税率が10パーセントに引き上げられます。これに伴い、工事の請負等については、平成31年4月1日以降に契約を締結し、工事完了日が令和元年10月1日以降になる場合は、消費税率10パーセントが適用されます。（住宅改修費の領収日ではありません）

このため、介護保険住宅改修費の支給申請の取り扱いについて、以下のとおりとします。

※なお、支給限度額の20万円については変更ありません

令和元年9月30日以前に工事が完了する見込みの場合

- 事前申請書に添付する見積書は、消費税率8パーセントで計上してください
- 見積書には、税抜き価格・消費税額・税込み価格を記載してください。

令和元年10月1日以降に工事が完了する見込みの場合

- 平成31年3月31日以前に契約締結した工事の事前申請書に添付する見積書は、消費税率8パーセントで計上してください（※なお、締結日の確認のため、3月31日以前に契約締結した場合は、契約書のコピーを添付してください。）
- 平成31年4月1日以降に契約締結した工事の事前申請書に添付する見積書は、消費税率10パーセントで計上してください
- 見積書には、税抜き価格・消費税額・税込み価格を記載してください。

◆ 注意事項 ◆

- 事前申請時に消費税率8パーセントで計上した見積書を提出した後、工事完了日が令和元年10月1日以降となることが判明した場合には、改めて訂正後の申請書、見積書を提出する必要はありません。申請者に同意を得た上で、工事完了後支給申請書を提出する時に、改修費用額等を消費税率10パーセントで計上して記入していただき、添付の工事内訳書も10パーセントで計上したものを提出してください（改修内容に変更が生じた場合は、別途介護給付係までご連絡ください）。

- 事前(変更)届出の提出後、承認がおりにるまでに1週間ほどかかります。急ぎの許可承認への対応はいたしかねますので、必ず期間に余裕をもって事前(変更)届をご提出ください。なお、工事内容について疑義が生じるものは、承認がおりにるまでに1週間以上かかる場合もございます。工事内容について判断に迷うものは、申請書提出前に予めご相談いただきますようお願いいたします。

【注意事項】

工期遅延時や追加工事発生等により、増税分の支払いが発生する場合には、利用者やその家族から、予め書面等で同意を得ておくなどの対応をしていただきますようお願いいたします。